

定 款

三井金属エンジニアリング株式会社

第1章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当社は、三井金属エンジニアリング株式会社（通称 M E S C O）と称する。
2. 英文では MESCO, Inc. と書く。

(目的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 鉱山、製錬、金属加工、窯業、建設、建材、農業、電力、石油、ガス、一般化学、電気、計装設備、原子力、情報、通信、交通、運輸、流通、備蓄、資源開発、都市開発、地域開発、工場自動化、公害防止、災害防止、環境保全、医療、医薬品、生化学、食品、飼料等に関する次の事業
- ア. 設備、施設の総合的計画、設計、建設、運転、保守、管理及びそのコンサルティング
- イ. 機器、装置の設置及び土木、建築、電気、計装、配管など工事の請負
- ウ. 機器、装置の製作、修理、調達、検査、輸送及び販売
- エ. 機器、装置、設備、施設に関する研究、技術開発及びその受託
- オ. 機器、装置、設備、施設のリース及び割賦販売
- (2) 鉱物、岩石、温泉、地下水、地熱などの地下資源の開発に関する測量、物理探査、化学探査、試錐、坑道掘削などの調査、計画、施工請負、技術指導及びコンサルティング
- (3) 工業所有権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、開発並びに販売
- (4) 金属加工品及びその付属品の設計・製造・販売並びにそれらに関する工事設計・工事管理・工事施工及び技術指導
- (5) パイプ及びその付属品の設計・製造・販売並びにパイプに関する工事設計・工事管理・工事施工及び技術指導
- (6) 情報の処理、提供及び通信情報システムに関するサービス業
- (7) 不動産の売買、賃貸借及びそれらの仲介並びに不動産の保全管理
- (8) 工業薬品、有機無機化学工業品の売買
- (9) 前各号に付帯関連する事業

(本店)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関)

- 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3, 200万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続き、その他の株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
2. 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

- 第14条 株主総会の議長は、取締役社長が、これに当たる。取締役社長がさしつかえあるときは、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以ってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以ってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

- 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任の方法)

- 第19条 取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第21条 当会社には、取締役社長1名及び常務取締役若干名を置くものとする。

2. 当会社は、必要に応じ、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役各々若干名を置くことができる。
3. 取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議により選定する。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって会社を代表すべき取締役若干名を、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中より選定するものとし、そのうち1名は取締役社長とする。

2. 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議により会社の業務を執行する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発する。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任の方法)

第29条 監査役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

改 廃

1964年 2月 7日制定
1966年 5月30日改正
1969年 3月10日改正
1970年10月 8日改正
1970年11月 1日改正
1973年10月 1日改正
1974年 5月31日改正
1975年 5月21日改正
1977年 4月 1日改正
1983年 6月28日改正
1985年 1月10日改正
1985年 4月15日改正
1988年 6月27日改正
1990年 6月27日改正
1994年 6月23日改正
1999年 6月18日改正
2001年10月30日改正
2002年 6月26日改正
2003年 6月26日改正
2004年 6月25日改正
2006年 6月28日改正
2007年 6月27日改正
2009年 6月24日改正
2010年 1月 6日改正
2017年 1月24日改正
2017年 4月 1日改正
2020年 6月23日改正